

坂井市ネーミングライツ提案施設等の募集について (ネーミングライツ提案施設募集要項)

坂井市（以下「市」という。）では、「坂井市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、ネーミングライツ提案施設・工作物（以下「対象施設等」という。）の募集を次のとおり随時受け付けています。

1. 目的

ネーミングライツパートナーから新たな自主財源（ネーミングライツ料）を獲得し、施設経営に充当するとともに、ネーミングライツパートナーとの協働により、施設の魅力向上や地域の活性化を図ります。

2. パートナーメリット

ネーミングライツパートナーとは、本市の公共施設等の名称に愛称を付与する権利を与えられた民間事業者等を指し、そのメリットには次のものが挙げられます。

- (1) イベント等の開催等を通じて、市の広報紙やメディア(テレビ・ラジオ・新聞等)への露出など自社の広告・宣伝効果が期待できます。
- (2) 企業名を冠したイベントや市との協賛イベントの実施により、地域貢献が図られ、企業のイメージアップ効果が図られます。
- (3) ネーミングライツパートナーに対する施設利用料の減免や、企業広告の施設内掲示、商品販売ブースの設置許可など、パートナー特典を付加します。
※パートナー特典については、対象施設等の特性により異なります。

3. ネーミングライツ導入が決定するまでの流れ

ネーミングライツ導入が決定するまでの流れは、次のとおりです。なお、本要項では、①～②について定めるものであり、③以降は、提案を受けた市が対象施設等の公募を行う際、別途「ネーミングライツパートナー募集要項」を作成し、行うものとしします。

- ① 民間事業者：提案書の提出（随時受付）
- ② 市：行政改革推進本部による導入の可否の審査
※導入を見合わせる場合、市は提案者に通知します。

③市：公募によるネーミングライツパートナーの募集

※対象施設等の性格によっては非公募となる場合があります。

④民間事業者：申込書の提出

⑤市：審査委員会による優先交渉者等の選定

※審査基準に満たない場合、優先交渉者等の決定を見合わせる場合があります。

⑥市：優先交渉者等と契約前協議

⑦契約の締結

⑧施設の案内板等表示サインの変更

⑨新名称（愛称）の使用開始

4. 提案の方法

（１）提案書は随時受け付けます。

（２）別添の提案書（提案様式１）に必要事項を記入のうえ、宣誓書（提案様式２）・登録事項証明書（商業登記簿謄本）（写し）を添えて「２部」（正副１部ずつ）を財政課に持参もしくは郵送にて応募してください。財政課では、対象施設等を所管する課に速やかに提案書類を転送するとともに、施設所管課を記した受領書を提案頂いた民間事業者に返送します。以降、施設所管課にて事務を遂行します。

※郵送される場合は、必ず、配達記録が残る方法をお願いします。

なお、提案書作成の際は次の事項に留意してください。

①対象施設等

市が所有するスポーツ施設、文化施設、観光施設などの公共施設のほか、道路、橋梁、公園等工作物を対象とします。また、公共施設を構成する１施設（例：〇〇運動公園内の野球場や〇〇施設の大ホール 等）に限定することも可能です。

ただし、次の施設等は除きます。

- ・庁舎、学校、保育所、歴史的構造物等、社会的な信頼性においてネーミングライツがふさわしくないもの
- ・既にネーミングライツパートナー制度を導入しているもの
- ・現在ネーミングライツパートナーの募集を行っているもの

②ネーミングライツ料

提案額は、年額（消費税及び地方消費税を含む）としてください。

③契約期間

概ね５年以上の期間で設定してください。

５．応募資格

本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人であって、次の各号に該当しない者とします。

- ①坂井市有料広告掲載基準第４条に該当する者
- ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団及びそれら利益となる活動を行う者
- ③拘禁刑以上の刑を受け、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④坂井市政治倫理条例（平成１９年条例第１号）第４条に該当する者

参考１）坂井市有料広告掲載基準（抄）

（規制業種又は事業者）

第４条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）により風俗営業と規定される業種
- （２）前号に規定する風俗営業と類似する業種
- （３）貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業
- （４）たばこに関する業種
- （５）ギャンブルに関する業種
- （６）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- （７）法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
- （８）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生又は更生手続中のもの
- （９）各種法令に違反しているもの
- （１０）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （１１）違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- （１２）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- （１３）不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）に違反しているもの
- （１４）市の指名停止措置を受けているもの
- （１５）市税を完納していないもの
- （１６）その他市資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの

参考 2）坂井市政治倫理条例（平成 19 年条例第 1 号）第 4 条に該当するもの

関係企業又は議員及び市長等並びに議員及び市長等の配偶者、2 親等以内又は同居の親族が役員をしている法人若しくは団体。ただし、市長等にあつては、市が資本金その他これに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人その他の団体を除く

6. その他留意事項

- (1) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出書類等は、公募において各種条件を決定する際の意見の聴取の目的でも使用することがあります。
- (3) 提出書類の返却は致しません。
- (4) その他詳細については、「坂井市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」をご覧ください。

7. 問い合わせ先・提案書申込先

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1
坂井市役所 財務部財政課（本庁舎北棟 2 F）
TEL：0776-50-3020(直通) FAX：0776-66-1615
E-mail：zaisei@city.fukui-sakai.lg.jp

○応募の際の提案書一式(提案書・宣誓書・登録事項証明書(商業登記簿謄本)
(写し)をそれぞれ 2 部)を提出の際は、郵送若しくは持参としてください。
※郵送される場合は、必ず、配達記録が残る方法でお願いします。

○問い合わせ・応募の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とします。

○問合わせで F A X をご利用の場合は、必ず「F A X を送信した」旨の T E L 連絡をお願いします。